

府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府中市土地開発公社（以下「公社」という。）は、府中市桜が丘団地（以下「団地」という。）の販売促進と定住人口を増加させ、団地の活性化を図り、街並み・住環境整備を推進するために、公社理事長（以下「理事長」という。）が予算の範囲内において府中市桜が丘団地販売促進強化補助金（以下「補助金」という。）の交付について、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除く。
- (2) 定住 本市に定住する意思（10年以上居住する意思をいう。）のある者が本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を団地内に有することをいう。
- (3) 建築 団地内に住宅を新築することをいう。
- (4) 販売用地 公社が販売する団地内の土地をいう。

(補助金の対象区画)

第3条 補助金の対象区画は、一丁目12番4及び一丁目12番6とする。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 定住する意思のある者で、販売用地を購入した日後1年以内に自らの用に供する住宅が完成し、引き渡しを受けたものであること。
- (2) 対象者及び同一世帯の者全員に、転入又は転居前の住所地の市町村民税及び税外収入金の滞納がないこと。
- (3) この補助金の内定を受けた日後平成27年3月2日までに販売用地代金を全額支払うことができるものであること。なお、第一内定者が辞退し、第二内定者以降の内定者については、平成27年3月31日までに販売用地代金を全額支払うことができるものであること。
- (4) 建築した住宅の所有者で、かつ、当該物件（土地及び建物）に係る固定資産税の納税義務者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員でない者。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、各100万円とする。

(補助金の申込み等)

第6条 この補助金を受けようとする者は、府中市桜が丘団地販売促進強化補助金申込書(別記様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

2 申込み区画数は、一世帯1区画とする。

3 内定する区画数は2とし、別に定める申請受付期間中に申込のあったものの中からそれぞれ抽選で内定者を決定するものとする。この場合において、辞退者があったときは、後順位者を繰り上げて内定することができるものとする。

4 前項の内定に係る権利は、他人に譲渡することができないものとする。

5 理事長は、内定した者に対し、府中市桜が丘団地販売促進強化補助金内定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

6 理事長は、申込み区画と合わせて第3条で指定した区画以外の販売用地を同時購入する申込者については、第3項の抽選において優先して内定することができるものとする。

(補助金の認定申請等)

第7条 この補助金の内定を受けた者は、府中市桜が丘団地販売促進強化補助金認定申請書(別記様式第3号)に次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 住民票

(2) その他理事長が特に必要と認める書類

2 理事長は、前項に規定する認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中市桜が丘団地販売促進強化補助金認定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。この場合において、理事長は、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請等)

第8条 この補助金を受けようとする者は、建築した住宅及びその住宅の土地の登記の完了後速やかに府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付申請書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 住宅及び土地の登記事項証明書の写し。

(2) 住宅の間取図

(3) 市町村民税の完納証明書

(4) その他理事長が特に必要と認める書類

2 理事長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付決定通知書（別
記様式第6号）により通知するものとする。この場合において、理事長は、必要
な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第9条 前条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、建
築した住宅及びその住宅の土地の登記完了後速やかに、府中市桜が丘団地販売促
進強化補助金請求書（別記様式第7号）により理事長に補助金の交付を請求する
ものとする。

2 理事長は、前項の請求があったときは、速やかに当該補助決定者に補助金を交
付するものとする。

3 補助金の交付は、1件につき1回限りとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 補助決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決
定の全部又は一部を取り消すものとし、既に交付した補助金があるときは、その
全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、理事長がやむを得ないと認
めた場合は、返還金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 虚偽又は不正の事実により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らし、理事長が不相当と認
めたとき。

（報告）

第11条 理事長は、必要と認めるときは、補助決定者又は建築業者に対し、建設
に関する報告を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

府中市土地開発公社 理事長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

⑩

府中市桜が丘団地販売促進強化補助金申込書

府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付要綱第6条の規定により補助金の内定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 購入希望地 府中市桜が丘 丁目 番
- 2 建築期間 着工予定日 平成 年 月 日
完成予定日 平成 年 月 日
- 3 指定区画以外の同時購入地 桜が丘 丁目 番

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

府中市土地開発公社 理事長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

府中市桜が丘団地販売促進強化補助金認定申請書

府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付要綱第7条の規定により補助金の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 購入希望地 府中市桜が丘 丁目 番
- 2 建築期間 着工予定日 平成 年 月 日
完成予定日 平成 年 月 日
- 3 指定区画以外の同時購入地の有無 桜が丘 丁目 番
- 4 添付書類
 - (1) 住民票
 - (2) その他理事長が特に必要と認める書類

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

府中市土地開発公社 理事長 様

申請者 住 所
氏 名

印

府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付申請書

府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 購入区画

府中市桜が丘 丁目 番

2 交付申請額

金 1, 0 0 0, 0 0 0 円

3 建築期間

着工 平成 年 月 日
完成 平成 年 月 日

4 添付書類

- (1) 住宅及び土地の登記事項証明書の写し。
- (2) 住宅の間取図
- (3) 市町村民税の完納証明書
- (4) その他理事長が特に必要と認める書類

別記様式第6号（第8条関係）

指令府土開第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 様

府中市土地開発公社
理事長 橘高 参吉 ㊞

府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった府中市桜が丘団地販売促進強化補助金について、府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付決定金額 金1,000,000円
- 2 交付条件

補助金請求書

件 名 府中市桜が丘団地販売促進強化補助金

請求金額

			¥	1	0	0	0	0	0	0
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付指令府土開第 号により交付決定を受けた府中市桜が丘団地販売促進強化補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

府中市土地開発公社 理事長 様

住 所

氏 名

⑩

振込先

振込先 金融機関名	銀行 農協・金庫 信用組合										店 支店
口座番号	当座・普通										
フリガナ											
口座名義											

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 住 所
氏 名

印

誓 約 書

は、次の事項について誓約します。

- 1 税外収入金の滞納はありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。
- 4 同要綱第11条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。